

家電製品総合保守契約 「New The安心」 約款

第1条（約款の適用）

株式会社ヤマダデンキ（以下「当社」といいます）は、家電製品総合保守契約（以下「総合保守契約」といいます）の約款（以下「本約款」といいます）を定め、これにより家電製品総合保守サービス（以下「総合保守サービス」といいます）を提供いたします。

第2条（契約の申込）

総合保守サービスを希望する者は、年会費を支払って申し込むものとします。その際、当社は、総合保守契約申込書（以下「申込書」といいます）をお渡しいたします。

第3条（契約の料金）

総合保守契約の年会費は、4,015円（税込）とします。2年目以降は、第16条の無事故による割引が適用になる場合があります。また、1年度毎の新規入会はできません。

第4条（契約の単位）

- 総合保守契約は世帯ごととします。
- 前項に規定する世帯とは、住居及び生計をともにする者の集まり、または独立して住居もしくは生計を維持する単身者とします。
- 業務目的あるいは継続的に不特定または、多数の人を対象として使用する家電製品は、本条第1項の規定にかかわらず契約の単位に含まれないものとします。

第5条（契約の成立）

- 総合保守契約は、申込者が本約款第2条に伴い、必要事項を全て記入した申込書を当社に提出された場合、年会費支払いから1ヶ月後を契約成立日とします（以下契約成立により、申込者は正式に「安心会員」となります）。但し、申込者が当社に対し、年会費を支払われた日から1ヶ月以内に必要事項を記載した申込書を提出されていない場合、「仮会員」となります。仮会員が、契約成立日から8ヶ月以内に必要事項を記入した申込書を当社に提出した場合は、安心会員となります。以後、本約款に特別な記載がない限り、仮会員は、安心会員と同じ特典・総合保守サービスを受けることができます。
- 総合保守サービスは、第2条に従い申込者が年会費をお支払いになった日から、1ヶ月を経過した後実施するものとします。
- 当社は総合保守契約の申し込みがあった場合でも、次の場合には契約をお断りいたし、且つ、過去にさかのぼり、修理代金をお支払いいただく場合があることをご了承ください。
 - （1）保守契約対象家電製品の設置場所が当社サービスエリア外と認められる場合。
 - （2）保守契約対象家電製品の設置場所が契約世帯の居住住居と異なる場合。
 - （3）その他、安心会員・仮会員が本約款に違反するおそれがあると認められる場合。

第6条（契約の有効期間）

- 契約の有効期間は、契約成立日から翌年の契約成立日の属する月の月末までとします。安心会員は、有効期間満了の1ヶ月前までに当社または安心会員のいずれからも、書面または直接による契約終了の意思表示がない場合、総合保守契約はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。また、仮会員の場合は、契約成立日の翌年の契約成立日の属する月の月末をもって終了するものとします。
- 契約の更新時につきまして、年会費の未納・住所・預金口座・クレジットカード等の変更が生じ、ご連絡をいたしかなかった場合には、この契約の解約の手続きをさせていただきます。尚、ご記入いただきました申込書及び年会費（振替・払込）用紙はご返却できませんので、ご了承ください。
- 当社は、安心会員・仮会員が本約款に違反した場合、通知または催告なしに本サービスの提供を停止し、また本契約を解除することができるものとします。

第7条（総合保守契約の対象商品）

総合保守契約の対象家電製品は出張修理を前提とした大型設置製品であり、20型以上のカラーテレビ（液晶・有機EL）・冷蔵庫・洗濯機（全自動・2槽式）・衣類乾燥機（ランドリー）・電子レンジ・家庭用エアコン・大型マッサージ機が対象商品となります。但し、製品の取扱説明書、本体ラベルなどの注意書きに従った使用状態で発生した自然故障、且つ外的要因が原因でない場合に限り保証対象となります。

※メーカーの出張修理基準により出張修理ができない場合もあります。その場合は最寄り店舗にお持込みいただく必要があります。

保証年数（製造後）	対象商品
6年	20型以上のテレビ・レンジ・洗濯機・衣類乾燥機・マッサージ機
9年	エアコン・冷蔵庫

* メーカー部品保有期間ににより、保証年数が変更になる場合もあります。以下の(1)～(6)については対象外となります。

(1)①外国籍のメーカーの製品、②日本国内で修理パーツの入手が困難な日本国籍販売元経由の製品、③メーカーの修理センターが国内にない製品、④当社と取引がないために修理パーツが入手困難な製品、⑤メー

カー補修用部品保有期間を経過した商品。

- (2)対象商品で、メーカー名、型式が判定でき得ない製品。
- (3)対象商品で、複合機能をもった製品の対象外機能部分（例えば20型以上のHDD内蔵型テレビについては、テレビ部分のみ対象となります）。
- (4)損傷した商品、磨耗した商品、経年使用による破損、故意または過失による破損も対象外となります。また、業務用、業務目的で使用、営利目的の際は対象外になります。
- (5)マルチ・ビルトイン・ハウジング・パッケージ・埋め込み式・床置き型のエアコン、埋め込み式の商品、プロジェクションTV、プロジェクター、TVチューナー付パソコン、ディスプレイ、ガス製品、石油製品、座椅子式マッサージ機、フリーザーのみの機種。
- (6)出張修理先のご住所が、登録住所と違う場合。

第8条（総合保守契約の対象サービスエリア）

- 1 総合保守契約の対象サービスエリアは原則として、出張修理が可能と判断されるエリアであり、その判断は、当社基準によるものとします。
- 2 本約款第2条が成立したにもかかわらず本約款第5条第3項(1)の理由により契約に至らなかった場合、支払われた年間契約料金は払い戻しものとし、払戻金には利息をつけないものとします。

第9条（総合保守サービスの内容）

- 1 保証対象商品に対する安心会員毎の適用限度額は、1年間あたり40万円（税別）となります。1年間あたりとは、4月1日～翌年3月31までの期間とします。保証対象商品の修理料金の累積金額（税別）が適用限度額を超えた場合、超過分の修理代金は、安心会員のご負担となります。
- 2 安心会員と当社の間で、本約款第5条に定める総合保守契約成立の日から契約終了日まで、当社は安心会員に対し、その要請に基づき家電製品の修理サービスを行い、出張料・技術料・部品代金は無償といたします。但し、初年度に限り、他社で購入の商品を修理依頼の場合、部品代は安心会員のご負担となります。出張料・技術料は、保証適用範囲とします。

	対象商品購入店	出張料・技術料	部品代
初年度会員 保証適用範囲	ヤマダデンキ	適用	適用
	他社	適用	適用外
継続会員 保証適用範囲	ヤマダデンキ・他社	適用	適用

※修理基準はメーカー保証に準ずる。

- 3 第2項にかかるわらず、下記の部品の修理の場合は、部品代金・出張料・技術料は、安心会員のご負担となります。
- ※安心会員のご負担となる消耗品、磨耗品、付属品（以下、「保証対象外となる部品」といいます）です。

修理の際、下記の保証対象外となる部品を交換される場合の部品代金、技術料、出張費は、メーカー保証期間内は無料で、メーカー保証期間外には有料となり、安心会員のご負担になります。

商品名	保証期間	保証対象外となる部品
エアコン	製造後	リモコン、フィルター、ガスチャージ、ドレンホース
冷蔵庫	9年	庫内灯、給水タンク、フィルター、パッキン
テレビ		リモコン、3Dメガネ
レンジ		ターンテーブル、皿類、パッキン
洗濯機	製造後	糸くずフィルター、給水・排水ホース、ストレーナー
衣類乾燥機	6年	パッキン、フィルター
マッサージ機		リモコン、シート、カバー、ヘッドフォン

保証対象外となる例

各種リモコン、フィルター類、ゴミ取りネット、電源コード、スピーカー、お湯取りホース（ポンプ内蔵型で電気的故障は、保証対象）、タンク、皿、棚、ケーブル、ドアパッキン、ベルト、ホース

(1)その他、メーカー保証書および取扱説明書に記載されている消耗・磨耗品や付属品は、保証対象外となります。

(2)内蔵ハードディスクに関してはテレビ部以外の部分になり、保証対象外になります。

対象外部品の詳細につきましては、安心会員専用フリーダイヤル（0120-765522）に、ご確認ください。

- 4 下記の作業については、対象外となります。チャンネル設定、各種初期設定、機器接続、通信障害による不具合、オーバーホール、エアコンガスチャージ、各種クリーニング、各商品のフィルターの詰まり除去、高所作業、その他同様な作業。

5 その他総合保守サービスの対象外となる場合です。

(1)出張修理対象商品の出張料は、当社及びメーカーで定める基本出張料になります。離島及び、遠隔地でメーカー拠点がない場合に発生します。

(2)修理品送料、輸送費、航空料金、船舶料金、宿泊料金が発生した場合は安心会員のご負担となります。離島及び遠隔地等でメーカー拠点がない場合に発生します。

(3)使用上の誤りや消耗品の交換、付属品の交換及び各部汚れによるクリーニングは対象外となり、発生した場合は安心会員のご負担となります。

- (4)天災地変（火災、地震、水害、落雷、塩害等）、落下、破損、水混入、異常電圧（指定外の電圧）による故障は対象外となり、発生した場合は安心会員のご負担となります。
- (5)さび、かび、腐敗、変質、変色、異物混入、その他の類する事由により生じた故障は対象外となり、発生した場合は安心会員のご負担となります。
- (6)周辺機器、アクセサリーなどは、通信障害による不具合等を含め、保証対象外になります。
- (7)訪問診断後、修理をキャンセルされた場合の出張料・技術料は安心会員のご負担となります。
- 6 当社は、安心会員の故意または過失による破損、またはその他やむを得ない事情がある場合を除き、家電製品の出張サービス依頼に応じるものとします。
- 7 当社は第2項の規定にかかわらず以下の場合には免責とさせていただきます。
- (1)メーカーの製造上の問題等により、当社がメーカーの助力あるいは指導に従いサービス業務を提供したにもかかわらず、修理でき得なかつた場合。
- (2)工事不良・設置不良（車両・船舶への搭載等）が原因で故障に至ったと判定される場合。
- (3)メーカーの取扱説明書に記載されている以外の使用方法による故障および改造等によりメーカー仕様の性能を期待できないと判定される場合。
- (4)部品供給不可による修理不可能な場合。
- (5)安心会員が直接当社以外に修理を依頼した場合。
- (6)現地技術者の確認にて対象修理と承認されなかつた場合。

第10条（新規ご購入製品の追加保証）

総合保守契約の申し込み後、安心会員が当社で新規に第7条に定める製品をご購入された場合は保守契約対象商品として追加保証するものとします。尚、他社でご購入の場合も追加保証させていただきます。

第11条（総合保守契約自動継続分の料金支払義務）

- 第6条に定める1年間の自動更新に際し、安心会員は、更新月に属する27日に申込書に記載された契約預金口座より自動払込によって当社に支払うものとし、残高不足により自動払込ができない場合に限り、翌月に支払うものとします。また、クレジットカード払いでは、カード会社の会員規約に基づいて支払うものとします。
- 更新日において何らかの理由により、契約預金口座またはクレジットカードから料金の引落ができるない場合は、前項の適用がある場合を除き、更新日から引落日迄に発生した修理サービスは有料とします。

第12条（契約内容の変更）

安心会員は、住所・保守契約対象商品の設置場所・契約預金口座・クレジットカードなどの事項についての変更がある場合には、すみやかに別途当社が指定する方法によって当社に通知するものとします。

第13条（契約上の地位の譲渡等）

安心会員は、契約上の権利または義務その他契約上の地位の全部または一部を譲渡、質入れ、賃貸、その他の処分をすることはできません。

第14条（中途解約）

総合保守契約の中途解約はできません。総合保守契約を解除する場合は、本約款第6条の定めに従うものとします。

第15条（修理規定）

修理はメーカー指定の修理会社、または当社指定の修理会社で行います。修理には純正または汎用、リユースの部品を使用します。

第16条（無事故による割引）

安心会員が契約有効期間中1回も修理サービスを受けなかつた場合、本約款第6条に定める更新時に通常年会費の10%の無事故割引を受けられるものとします。また、2年間以上連續して修理サービスを受けなかつた場合、通常年会費の20%の無事故割引が受けられるものとします。

第17条（特典送付）

第11条に定める年会費のお支払後、2ヶ月以内にご登録住所に送付するものとします。

第18条（約款、特典及び利用規定の変更）

- 万が一、年会費をお支払い後、2ヶ月以内に特典が届かない場合、お手数ですが、安心会員専用フリーダイヤル（0120-765522）にご連絡ください。住所変更のお申し出がなかつた等の安心会員のご事情により特典がお手元に届かなかつた場合を除き、改めて特典を送付させていただきます。もとより、当社から特典を発送した直後にお引越しされた場合等、住所変更のお申し出が遅れることにつき安心会員に責に帰すべき事由がない場合については、お申し出のあった契約期間にかかる特典に限り、改めて特典を送付させていただきます。
- 本保証の規定は、経済情勢の変動やその他の合理的な理由がある場合に予告なく変更させていただく場合がございます。但し、約款及び特典の変更につきましては、特典の送付に同封して約款を送付いたします。電子特典の安心会員には電子メールでご案内いたします。変更後の規定は、次回更新月の翌月1日から適用となります。

第19条（個人情報の取り扱いについて）

安心会員よりいただいた情報は、修理のご依頼時には、修理委託先（メーカーまたは当社修理会社）へ開示させていただきます。個人情報保護法により開示が認められた場合および法令により開示が義務づけられている場合も開示させていただきます。

修理受付・ご不明な点のお問合せは、0120-765522までお問合せください。

（2021年10月1日現在）